

く め し せいひょう
久米至聖廟政教分離訴訟 (最大判令 3.2.24)

事案

Y市の管理する都市公園内に儒教の祖である孔子等を祀った久米至聖廟（本件施設）を設置することをAに許可した上で、その敷地の使用料（公園使用料）の全額を免除した当時の市長の行為は、憲法の定める政教分離原則に違反し、無効であり、Y市がAに対して平成26年4月1日から同年7月24日までの間の公園使用料181万7063円（本件使用料）を請求しないことが違法に財産の管理を怠るものであるとして、Y市の住民であるXが、Y市を相手に、地方自治法242条の2第1項3号に基づき上記怠る事実の違法確認を求める住民訴訟を提起した。

争点

公園使用料の全額を免除したY市の市長の行為は、憲法20条3項の政教分離原則に違反するか？

判旨

本件施設で行われる釋奠祭禮は、その内容が供物を並べて孔子の靈を迎え、上香、祝文奉読等をした後にこれを送り返すというものであることに鑑みると、思想家である孔子を歴史上の偉大な人物として顕彰するにとどまらず、その靈の存在を前提として、これを崇め奉るという宗教的意義を有する儀式というほかない。また、Aは釋奠祭禮の観光ショー化等を許容しない姿勢を示しており、釋奠祭禮が主に観光振興等の世俗的な目的に基づいて行われているなどの事情もうかがわれない。……本件施設の建物等は、上記のような宗教的意義を有する儀式である釋奠祭禮を実施するという目的に従って配置されたものということができる。

また、当初の至聖廟等は、少なくとも明治時代以降、社寺と同様の取扱いを受けていたほか、旧至聖廟等は、道教の神等を祀る天尊廟及び航海安全の守護神を祀る天妃宮と同じ敷地内にあり、Aはこれらを一体として維持管理し、多くの参拝者を受け入れていたことがうかがわれる。旧至聖廟等は当初の至聖廟等を再建したものと位置付けられ、本件施設はその旧至聖廟等を移転したものと位置付けられていること等に照らせば、本件施設は当初の至聖廟等及び旧至聖廟等の宗教性を引き継ぐものということができる。

以上によれば、本件施設については、一体としてその宗教性を肯定することができるることはもとより、その程度も軽微とはいえない。

本件免除がされた経緯は、Y市が、……本件施設の歴史的価値が認められるとして、その敷地の使用料（公園使用料）を免除することとしたというものであったことがうかがわれる。

しかしながら、Y市は、本件公園の用地として、新たに国から国有地を購入

し、又は借り受けたものであるところ、Aは自己の所有する土地上に旧至聖廟等を有していた上、本件土地利用計画案においては、本件委員会等で至聖廟の宗教性を問題視する意見があつたこと等を踏まえて、大成殿を建設する予定の敷地につきAの所有する土地との換地をするなどして、大成殿を私有地内に配置することが考えられる旨の整理がされていたというのである。また、本件施設は、当初の至聖廟等とは異なる場所に……新築されたものであつて、当初の至聖廟等を復元したものであることはうかがわれず、法令上の文化財としての取扱いを受けているなどの事情もうかがわれない。

そうすると、本件施設の観光資源等としての意義や歴史的価値をもって、直ちに、Aに対して本件免除により新たに本件施設の敷地として国公有地を無償で提供することの必要性及び合理性を裏付けるものとはいえない。

……そして、Aは、……歴史研究等をもその目的としているものの、宗教性を有する本件施設の公開や宗教的意義を有する釋奠祭禮の挙行を定款上の目的又は事業として掲げており、実際に本件施設において、多くの参拝者を受け入れ、釋奠祭禮を挙行している。このようなAの本件施設における活動の内容や位置付け等を考慮すると、本件免除は、Aに上記利益を享受させることにより、Aが本件施設を利用した宗教的活動を行うことを容易にするものであるということができる、その効果が間接的、付随的なものにとどまるとはいえない。

これまで説示したところによれば、本件施設の観光資源等としての意義や歴史的価値を考慮しても、本件免除は、一般人の目から見て、Y市がAの上記活動に係る特定の宗教に対して特別の便宜を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないものといえる。

以上のような事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すると、本件免除は、Y市と宗教との関わり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に該当すると解するのが相当である。